○ 証券取引所に関する内閣府令 (昭和二十八年大蔵省令第七十六号) (第五条関係)

(新設)	リッジに該当する構造の磁気ディスクとする。 コーニー に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカート に対し、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく に基づく に対し、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく に基づく に対し、 に基づく に表がます。 に基づく に表がます。 に基づく に表がます。 に基づく に表がます。 にまがます。 にまがまがます。 にまがます。 にまがまがます。 にまがます。 にまがまがます。
2 (略) 七>十一 (略)	2 (略) 七〜十一 (略) である場合に限る。)
を記載した書類 (免許を受けようとする者が株式会社である場合 一〜五 (略) 「掲げるものとする。 「掲げるものとする。 「多許申請書の添付書類)	1選 事 の 土 ユ ワ ニ 申 1
現	改正案

ばならない。2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなけれ

○五に規定する方式 ○五に規定する方式 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格×○六

らない。
ベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければな、第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラ

申請者の名称又は商号

| 申請年月日

(組織変更認可申請書の添付書類)

第七条 法第百一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は

次に掲げる書類とする。

| 一 六 (略)

る事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容) 並びに保有すその他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主た七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業 (株主が法人

八~十四 (略)

る議決権の数を記載した書類

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決)

(組織変更認可申請書の添付書類)

、次に掲げる書類とする。(第七条)法第百一条の十一第三項に規定する内閣府令で定める書類は)

| 一 六 (略)

を記載した書類 る事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容) 並びに持株数る事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容) 並びに持株数七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業 (株主が法人

八~十四 (略)

(取得又は所有の態様その他の事情を勘案して取得又は所有する株式

権から除く議決権)

に掲げる議決権とする。第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める議決権は、次

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同 一 法人の代表権を有する者又は支配人が当該代表権又はその有す 式を取得したときは、証券会社又は外国証券会社に委託して行つ 拠出金額が百万円に満たないものに限る。) をした場合 (当該会 社が商法第二百十条第一項の規定に基づき取得した株式以外の株 に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一回当たりの る代理権に基づき取得し、又は所有する会社の株式に係る議決権 ものを除く。 の株式に係る議決権(法第百三条第三項第一号の規定により当該 社証券取引所 (以下この条及び次条において「会社」という。) た者が取得し、又は所有する当該会社の株式に係る議決権 (法第 た場合に限る。) において当該取得をした会社の株式を信託され して当該会社の株式の取得 (一定の計画に従い、個別の投資判断 信託業を営む者が自ら取得し、又は保有する議決権とみなされる 百三条第三項第一号の規定により当該信託された者が自ら取得し 信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会

又は保有する議決権とみなされるものを除く。)

る株式とみなされるものを除く。)

から除く株式)

。 さないものに限る。)を除く。以下この条において同じ。)とするないこととされるもの(議決権のある株式に転換することを請求で掲げる株式(商法第二百四十二条の規定により株主が議決権を有し第八条 法第百三条第一項に規定する内閣府令で定める株式は、次に

- 者が自ら取得し、又は所有する株式とみなされるものを除く。)の株式(法第百三条第三項第一号の規定により当該信託業を営む社証券取引所(以下この条及び次条において「会社」という。)信託業を営む者が信託財産として取得し、又は所有する株式会

又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものにものとみなされる場合を含む。)又は限定承認した日までのもの該相続人(共同相続の場合を除く。)が単純承認(単純承認した四 相続人が相続財産として取得し、又は所有する会社の株式(当

限る。)に係る議決権

社の株式に係る議決権
五 会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会

(取得等の制限の適用除外)

第九条 法第百三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に

掲げる場合とする。

議決権をいう。以下この条において同じ。) の数に増加がない場保有する会社の対象議決権 (法第百三条第一項に規定する対象

合

| 担保権の行使又は代物弁済の受領により会社の対象議決権を取

得し、又は保有する場合

保有する場合 (法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し三 証券業を営む者が業務として会社の対象議決権を取得し、又は

、又は保有する場合を除く。)

として会社の対象議決権を取得し、又は保有する場合四 法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務

(公衆縦覧の事項等)

会社が自己の株式の消却を行うために取得し、又は所有する会

五

社の株式

(取得等の制限の適用除外)

掲げる場合とする。第九条 法第百三条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に

| 所有する会社の対象株式 (法第百三条第一項に規定する対象株

式をいう。以下この条において同じ。)の数に増加がない場合

又は所有する場合を除く。)有する場合(法第二条第八項第一号に掲げる行為により取得し、三 証券業を営む者が業務として会社の対象株式を取得し、又は所

として会社の対象株式を取得し、又は所有する場合四、法第百五十六条の三第一項に規定する業務を営む者が当該業務

(公衆縦覧の事項等)

第十条 法第百四条に規定する内閣府令で定める事項は、当該株式会 | 第十条 法第百四条に規定する内閣府令で定める事項は、当該株式会 社証券取引所の発行済株式の総数及び総株主の議決権の数とする。

2 総株主の議決権の数に変更があつた場合における発行済株式の総数 又は総株主の議決権の数は、前月末日現在のものによることができ 株式の転換又は新株予約権の行使によつて発行済株式の総数又は

る

3 • 4 (略)

(合併認可申請書の添付書類

第二十六条 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は

次に掲げる書類とする

|~六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業 (株主が法人 券取引所である場合に限る。 る議決権の数を記載した書類 (合併後の証券取引所が株式会社証 る事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容) 並びに保有す その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主た

八~十三 (略)

(合併認可申請書に添付すべき電磁的記録)

第二十六条の二 法第百四十条第四項に規定する内閣府令で定める電

磁的記録は、 第二条の二に掲げる電磁的記録とする。

> 社証券取引所の発行済株式の総数 (法第百三条第一項に規定する発 行済株式の総数をいう。 以下この条において同じ。) とする。

2 日現在のものによることができる。 式の総数に変更があつた場合における発行済株式の総数は、前月末 株式の転換、新株引受権の行使又は社債の転換によつて発行済株

3 • 4 (略)

(合併認可申請書の添付書類)

第二十六条 法第百四十条第三項に規定する内閣府令で定める書類は 次に掲げる書類とする。

| 一 六 (略)

七 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業 (株主が法人 る場合に限る。 る事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容) 並びに持株数 その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は主た を記載した書類 (合併後の証券取引所が株式会社証券取引所であ

(新設)

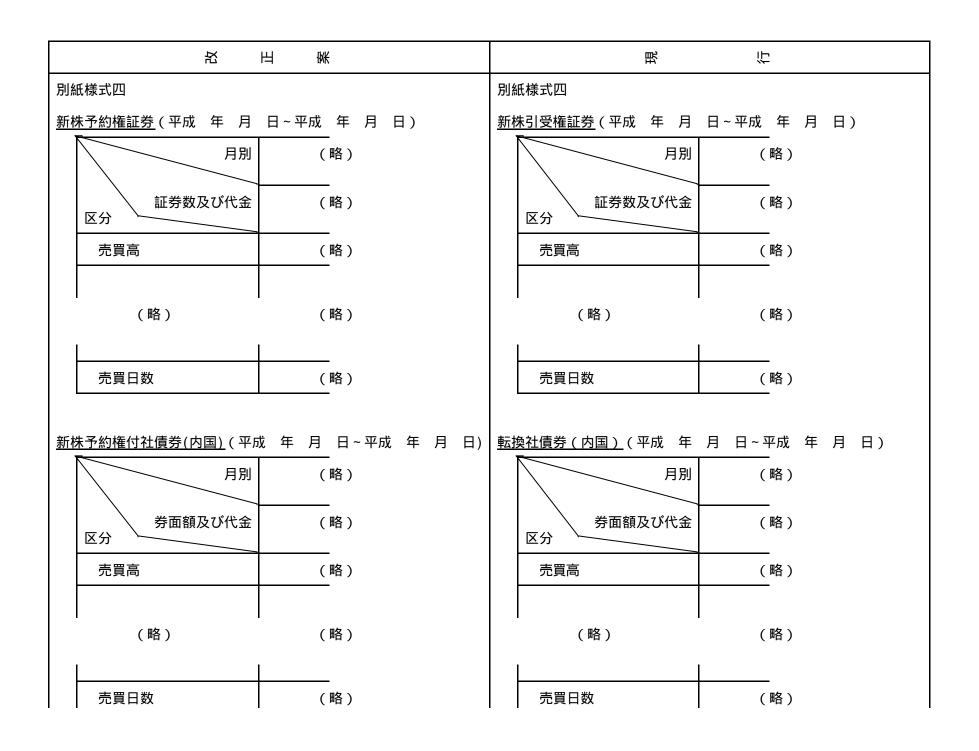
八~十三 (略)

別表第一(第二十条、第二十一条関係) 2 証券取引所は、前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に 第三十条 (略) (提出書類) 通知、 掲げる書類を添付するものとする。 三 出資証券、新株引受権証書、 一・二 (略) | 〜四 (略) の他これらに準ずる有価証券とし 連動型上場投資信託の受益証券そ 株予約権証券、日経三百株価指数 次に掲げる書類(株式会社証券取引所の場合に限る。) 保有する議決権の数を記載した書類 主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容)並びに 人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法 公表及び報告事項 (略) (略) 新 注意事項 (略 2 証券取引所は、 別表第一(第二十条、第二十一条関係) 3 7 第三十条 (略) (提出書類) 通知、 掲げる書類を添付するものとする。 一・二 (略) | ~四 (略) の他これらに準ずる有価証券とし 連動型上場投資信託の受益証券そ 株引受権証券、日経三百株価指数 イ・ロ 次に掲げる書類 (株式会社証券取引所の場合に限る。) 出資証券、新株引受権証書、 主たる事務所の所在の場所及び営んでいる事業の内容) 並びに 人その他の団体である場合には、その商号又は名称、本店又は 持株数を記載した書類 主要な株主の氏名、住所又は居所、国籍及び職業(株主が法 公表及び報告事項 (略) (略) 前項の規定に基づき書類を提出する場合は、次に 新 注意事項 (略)

四下七(略)のことの(以下「出資証券等」とめるもの(以下「出資証券等」との格人のでは、銘柄別に、額面金額のでは、名柄別に、額面金額のでは、名柄別に、額面金額のでは、名のでは、名のでは、名のでは、名のでは、

価格及び最終価格)及び数量いう。)は、銘柄別に、額面金額の(以下「出資証券等」とめるもの(以下「出資証券等」と

四~七 (略)



新株予約権付社債券(外国)(平成年月日-平成年月日) 転換社債券(外国)(平成年月日-平成年月日)

月別	(略)
券面額及び代金 区分	(略)
売買高	(略)
(略)	(略)

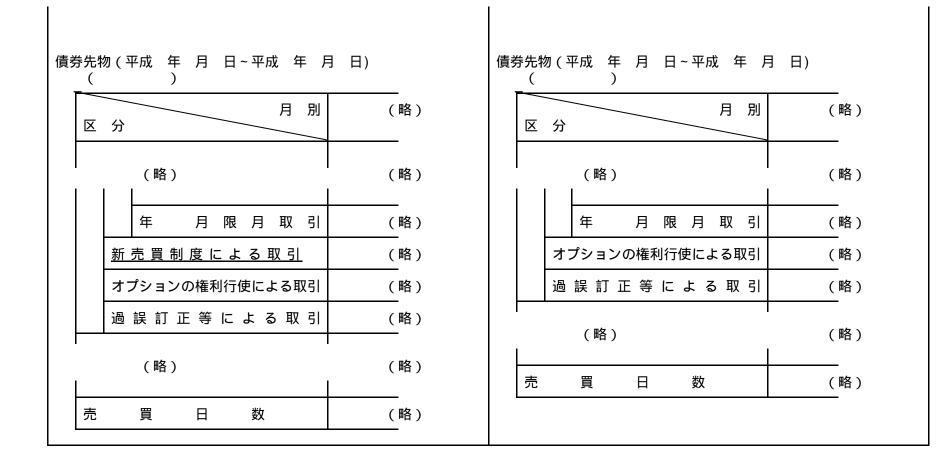
売買日数	(略)

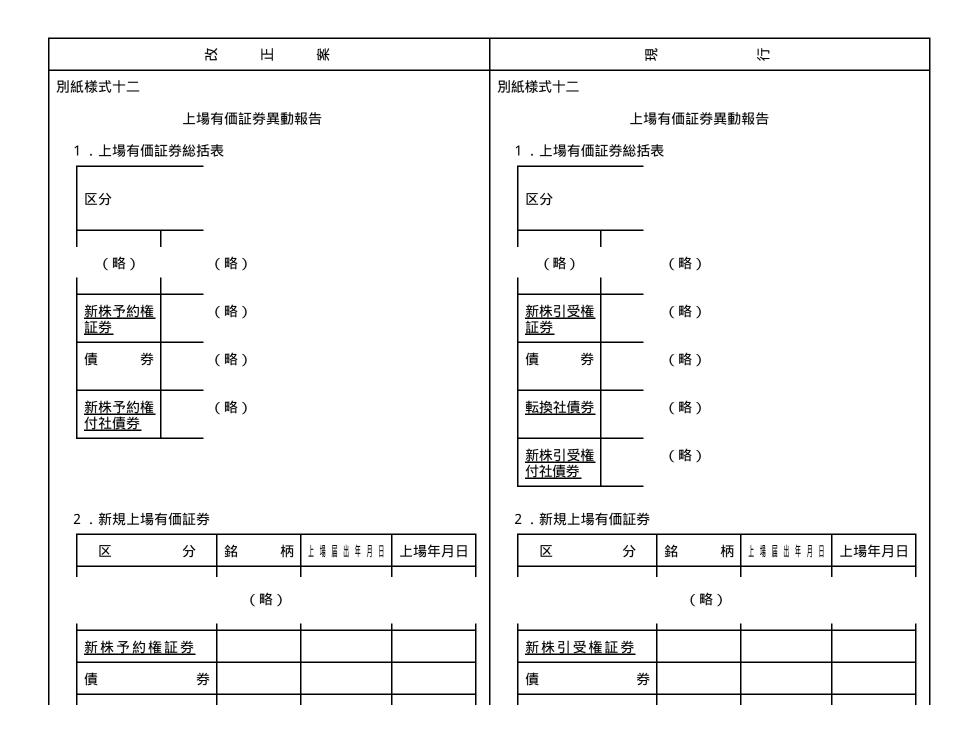
(削る)

\ J:		/)	Н	-11X	_	/]	ПJ
	月別			_ (略) _			
	券面額及び代金 区分			(略) _			
	売買高			(略) -			
	(略)	 		(略)			
	売買日数			- (略)			

新株引受権付社債券(平成 年 月 日~平成 年 月 日)

月別	(略)
券面額及び代金区分	(略)
売買高	(略)
(略)	(略)
	(略)





新株予約権付社債勢	\$					転換社	<u>責券</u>					
3 . 上場廃止有価証券						3 . 上場廃止有価証券						
区分	銘	柄	上場廃止届出申請年月日	上場年月日		X	分	銘	柄	上場廃止届出申請年月日	上場年月日	
(略)					(略)							
新株予約権証券						新株引受株	<u> </u>					
債	\$					債	券					
新株予約権付社債券	\$					転換社(<u>責券</u>					